

基本情報

案件名: 第5次伊万里市地域福祉計画/地域福祉活動計画の策定について

現状	社会福祉法第107条に基づき、令和3年度に第4次伊万里市地域福祉計画及び地域福祉活動計画(以下、「現計画」という。)を策定し、本市の地域福祉の推進に関する取組を、より総合的、計画的に行っている。 令和8年度は現計画の最終年度のため、今年度、令和9年度から令和13年度までを計画期間とする第5次伊万里市地域福祉計画及び地域福祉活動計画(以下、「次計画」という。)を策定する。
問題点、課題	少子高齢化や単身世帯の増加等により家族形態が変化し、地域で抱える課題が複雑化し、また、当事者や世帯での相談内容が複数の分野にまたがるなど問題が複合化している。そのため、現計画の取組内容では対応できない部分もあることから、今後はそれらの問題を解決する地域共生社会を目指した取組が求められている。
施策の策定にあたっての考え方	現計画の状況及び課題等の検証を行うとともに、現計画の最終年度である今年度に市民アンケート調査を実施し、福祉ニーズや地域生活課題の把握を行い、次計画への取組内容を検討する。 また、平成30年の社会福祉法改正により、地域共生社会を目指した取組を検討すること、また、地域福祉計画を他の福祉計画の上位に位置付け、他の福祉計画と連帯する策定を行う必要があることから、これらを反映させた次計画を策定する。